

鹿 児 島 県 公 報

平成25年 2 月 5 日 (火) 第2878号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日 (毎週火, 金)
定価 送料共 1 箇月2,650円

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 保安林の指定 (森づくり推進課取扱い) 1
- 保安林の指定の解除予定 (森づくり推進課取扱い) 2
- 保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示 (2件) (森づくり推進課取扱い) 2
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (介護福祉課取扱い) 2
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止 (介護福祉課取扱い) 3
- 県営土地改良事業の換地計画の決定 (3件) (農地整備課取扱い) 3
- 道路の区域の変更 (道路維持課取扱い) 4
- 道路の位置指定 (6件) (鹿児島地域振興局取扱い) 4
(北薩地域振興局取扱い) 5
(始良・伊佐地域振興局取扱い) 5
(大隅地域振興局取扱い) 6

公 告

- 大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告 (商工政策課取扱い) 6
- 一般競争入札公告 (会計課取扱い) 7

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活環境課取扱い) 9

収 用 委 員 会 告 示

- 収用裁決手続開始の決定 (収用委員会取扱い) 9

内水面漁場管理委員会公表

- 第5種共同漁業権に基づく平成25年の増殖目標数量等の公表 (内水面漁場管理委員会取扱い) 10

告 示

鹿児島県告示第95号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2 第1項の規定により, 次のとおり保安林として指定する。

平成25年 2 月 5 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林の所在場所
熊毛郡中種子町田島字東昏狩848番27
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は, 択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は, 当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び中種子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第96号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成25年2月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 解除予定保安林の所在場所
鹿児島市西別府町2410番4
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鹿児島県告示第97号

平成24年12月25日鹿児島県告示第1373号（以下「告示第1373号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を鹿屋市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成25年2月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

所在が不分明な者の氏名	通 知 の 要 旨	
	指定施業要件の変更予定保安林の所在場所	変更後の指定施業要件
下村淳徳	鹿屋市吾平町上名字吉田下4583番	告示第1373号の変更後の指定施業要件のとお り
栢山定信	鹿屋市吾平町麓字霧島原1986番2	

鹿児島県告示第98号

平成24年12月25日鹿児島県告示第1375号（以下「告示第1375号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を肝付町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成25年2月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

所在が不分明な者の氏名	通 知 の 要 旨	
	指定施業要件の変更予定保安林の所在場所	変更後の指定施業要件
小平善太郎，小平長之助	肝属郡肝付町後田字上折生野6513番3，6513番19	告示第1375号の変更後の指定施業要件のとお り
池田矢之助	肝属郡肝付町後田字上折生野6515番	
川添善太郎，森田喜左エ門	肝属郡肝付町後田字上折生野6516番	

鹿児島県告示第99号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成25年2月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事 業 所		指定居宅サービス事業者			廃止年月 日	サービ スの種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
東天城クリニッ ク	大島郡徳之島町 花徳787-3	社会医療法人鹿 児島愛心会	鹿屋市新川町 6081-1	徳田 哲	平成24年 12月31日	通所介護

鹿児島県告示第100号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成25年 2 月 5 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事 業 所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月 日	サービ スの種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
東天城クリニッ ク	大島郡徳之島町 花徳787-3	社会医療法人鹿 児島愛心会	鹿屋市新川町 6081-1	徳田 哲	平成24年 12月31日	介護予防 通所介護

鹿児島県告示第101号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営中山間地域総合整備湧水地区瀬久谷換地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成25年 2 月 5 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成25年 2 月 6 日から同年 3 月 6 日まで
- 3 縦覧場所
湧水町役場建設課

鹿児島県告示第102号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営中山間地域総合整備湧水地区長谷換地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成25年 2 月 5 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成25年 2 月 6 日から同年 3 月 6 日まで
- 3 縦覧場所
湧水町役場建設課

鹿児島県告示第103号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、土地改良事業県営中

山間地域総合整備湧水地区木場田換地区の換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成25年 2 月 5 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成25年 2 月 6 日から同年 3 月 6 日まで
- 3 縦覧場所
湧水町役場建設課

鹿児島県告示第104号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成25年 2 月 5 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成25年 2 月 5 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	志布志福山線	曾於市大隅町岩川字屋敷段 2216番1地先から同市大隅町中之内字八木塚段4415番 6地先まで	前	8.2～10.2	218.0
			前	8.2～10.2	229.0
			後	8.2～10.2	218.0

鹿児島地域振興局告示第5号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成25年 2 月 5 日

鹿児島地域振興局長 灰床義博

指定年月日	申請者の住所及び氏名	関係土地の地名及び地番	道路の幅員	道路の延長
平成24年 10月30日	いちき串木野市東島平町49番地 須崎徹	いちき串木野市東島平町470番3	4.03メートル	27.97メートル
平成24年 11月21日	日置市伊集院町徳重686番地5 佐伯剛志	日置市伊集院町徳重字六反687番2, 687番4, 687番5, 687番7, 686番4, 686番6及び693番4	4.00メートル～ 6.01メートル	80.10メートル

鹿児島地域振興局告示第6号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成25年 2 月 5 日

鹿児島地域振興局長 灰床義博

指定年月日	申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名	関係土地の地名及び地番	道路の幅員	道路の延長
平成24年 11月21日	いちき串木野市大里3246番地5 有限会社マツバラ 代表取締役 本田秀之	いちき串木野市大里 字木崎原下4057番7	4.50メートル	23.75メートル

北薩地域振興局告示第3号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成25年 2 月 5 日

北薩地域振興局長 前田哲志

指定年月日	申請者の住所及び氏名	関係土地の地名及び地番	道路の幅員	道路の延長
平成24年 12月14日	阿久根市折口213番地1 折口哲志	阿久根市折口字丑ヶ岡632番7, 635番2 及び635番5	6.00メートル	13.60メートル

始良・伊佐地域振興局告示第6号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成25年 2 月 5 日

始良・伊佐地域振興局長 岡田和憲

指定年月日	申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名	関係土地の地名及び地番	道路の幅員	道路の延長
平成24年 10月26日	始良市加治木町反土1615番地3 国分興産株式会社 代表取締役 井上浩二	始良市加治木町木田 字西塩入555番4	5.03メートル～ 6.03メートル	65.35メートル
平成24年 10月26日	鹿児島市樋之口町 12番18号 有限会社オフィス・ トゥーワン 取締役 植義治	始良市脇元字白金原 453番14	6.00メートル	61.30メートル
平成24年 11月29日	福岡市中央区高砂 二丁目8番1号 九州セキスイハイム 不動産株式会社 代表取締役 黒木和清	始良市加治木町反土 字下吉原863番1及 び863番4	5.00メートル	40.74メートル

始良・伊佐地域振興局告示第7号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成25年 2 月 5 日

始良・伊佐地域振興局長 岡田和憲

指定年月日	申請者の住所及び氏名	関係土地の地名及び地番	道路の幅員	道路の延長
平成24年 10月26日	霧島市国分新町二丁目14番22号 有村正己	始良市西餅田字瀬戸411番1	6.00メートル	109.20メートル
平成24年 11月30日	鹿児島市吉野町811番地74 出口耕二 鹿児島市宇宿六丁目32番5号 幸徳繁寛	始良市西餅田字上深田183番4	6.00メートル	66.71メートル

大隅地域振興局告示第5号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成25年 2 月 5 日

大隅地域振興局長 秋元幸壽

指定年月日	申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名	関係土地の地名及び地番	道路の幅員	道路の延長
平成24年 10月22日	曾於市末吉町二之方1980 曾於市長 池田孝	曾於市財部町下財部字高崎2841番8	6.00メートル	67.40メートル
平成24年 10月26日	鹿屋市旭原町3592番地38-110号 株式会社ライフ・ホーム 代表取締役 福山真一郎	志布志市志布志町帖字五官仙3720番8	4.21メートル	28.61メートル

公 告

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成25年2月5日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成25年2月5日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成25年 2 月 5 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
鹿児島ふるさと物産館
鹿児島市七ツ島一丁目66番1号及び同市下福元町字下橋木6708番地2（一部） 外16筆
- 2 変更事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等及び住所

- (1) 変更前 株式会社エコープ鹿児島 代表取締役 下諸清美
鹿児島市西別府町3200番地9 外5者
有限会社梅木商店 代表取締役 大久保久通
南九州市川辺町平山6794番地
- (2) 変更後 株式会社エコープ鹿児島 代表取締役 下諸清美
鹿児島市西別府町3200番地9 外5者
- 3 変更年月日
平成24年12月31日
- 4 届出年月日
平成25年1月22日

.....
一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、役務の調達について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成25年2月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称
電子収納システム保守管理業務委託
- (2) 調達をする役務の特質等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
- (4) 履行場所
入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者（入札参加資格の効力を停止されている者を除く。）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人

エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人

オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人

ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用して関与している法人又は個人

ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人

- (4) ウェブシステム及び都道府県の情報システムの設計及び開発又は保守の実績を有する者

であること。

- (5) 情報システムの設計及び開発又は保守の業務を3年以上経験しているシステムエンジニアを配置できる者であること。

3 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年3月28日午後3時

イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎4階）4-出-1会議室

(3) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ア) 交付場所 鹿児島県出納局会計課出納管理係

(イ) 交付期限 平成25年2月12日午後5時15分

4 契約条項を示す場所及び期限

3の(3)のイに同じ。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

免除する。

6 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 送付、電報又は電送の方法による入札

(8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

- (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 7 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- 8 最低制限価格
設定しない。
- 9 契約書案の提出
落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
- 10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先
鹿児島県出納局会計課出納管理係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3775
ファックス番号 099-286-5639
- 11 その他
(1) この入札は、この調達に係る平成25年度予算が成立しないときは実施しない。
(2) この入札に係る契約は、平成25年4月1日に確定する。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第11号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成25年2月5日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CR B・B Z	奥村遊機株式会社	2P1285
ぱちんこ遊技機	CR B・B M	奥村遊機株式会社	2P1345
ぱちんこ遊技機	CR火曜サスペンス劇場MTZ	タイヨーエレクトリック株式会社	2P1306
ぱちんこ遊技機	CR A 兎-野性の闘牌-KSX	タイヨーエレクトリック株式会社	2P1393
ぱちんこ遊技機	CR 不思議のダンジョン 風来のシレンFPF	株式会社藤商事	2P1394
ぱちんこ遊技機	CR 不思議のダンジョン 風来のシレンFPS	株式会社藤商事	2P1427
回胴式遊技機	ジャグラーガールズK	株式会社北電子	2S1131
回胴式遊技機	カメレオンR	タイヨーエレクトリック株式会社	2S1299
回胴式遊技機	メガミリオネア	株式会社ラスター	2S1303

収用委員会告示

鹿児島県収用委員会告示第1号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、裁決手続の開始を次のとおり決定した。

平成25年2月5日

鹿児島県収用委員会

- 1 起業者の名称
国土交通大臣
- 2 事業の種類
高速自動車国道東九州自動車道新設工事（鹿児島県鹿屋市串良町細山田字山之上地内から曾於市大隅町荒谷字荒谷地内までの間及び鹿児島県曾於市大隅町大谷字乗田地内から同市大隅町岩川字鳥居川地内までの間）並びにこれに伴う町道及び農業用道路付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在，地番，地目及び地積等

土地の所在	地 番	地 目		全体の地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	使用しようとする土地の面積 (㎡)
		公 簿	現 況	公 簿	実 測		
鹿児島県鹿屋市串良町細山田字堂田	3008番 1	山林	山林	3,362	3,362.96	849.24	10.06

- 4 土地所有者の氏名及び住所
登記名義人 末満親重 法定相続人
末満ヨシ（持分2分の1）
鹿児島県鹿屋市串良町細山田3432番地1
妹尾信子（持分4分の1）
鹿児島県鹿屋市串良町上小原1622番地1
末満義伸（持分4分の1）
鹿児島県鹿屋市串良町細山田3432番地1
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名，住所及びその権利の種類
なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日
平成25年 1 月22日

内水面漁場管理委員会公表

第5種共同漁業権に基づく平成25年の増殖目標数量等の公表

水産庁長官通知（平成14年 8 月 6 日付け14水管第1745号水産庁長官）により，漁業法（昭和24年法律第267号）第6条第5項に規定する第5種共同漁業の免許を受けた者の平成25年における水産動植物の増殖目標数量等を次のとおり定めたので公表する。

平成25年 2 月 5 日

鹿児島県内水面漁場管理委員会会長 古賀吾一

区分 漁業権 免許番号	漁業権者	増殖目標数量等								備 考
		あゆ	こい	ふな	うなぎ	やまめ	もくずがに	おいかわ	てながえび	
鹿内共第1号	広瀬川漁業協同組合	kg 700	kg 0	kg 10	kg 50	kg 30	kg 150	kg 5	kg 10	1尾は，次のものを標準とする。 あゆ 5グラム ふな 10グラム うなぎ 10グラム
鹿内共第2号	高尾野内水面漁業協同組合	160	0		40		50			
鹿内共第3号	高松川漁業協同組合	40	0		40		50			
鹿内共第4号	川内川漁業協同組合	350	0	40	50		250			
	川内市内水面漁業協同組合	50	0	150	200		200			
	川内川漁業協									10グラム

鹿 内 共 第 5 号	同 組 合	20	0	10	3				ただし、 成鯿を放流 する場合は 増殖目標数 量の3倍を 目安とする。 やまめ 5グラム もくずがに 甲幅3セ ンチメー トル おいかわ 体長5セ ンチメー トル てながえび 5グラム
	川内市内水面 漁業協同組合	20	0	30	10				
	川内川上流漁 業協同組合	20	0	10	20				
鹿 内 共 第 6 号	川内川上流漁 業協同組合	230	0	40	80		10		
鹿 内 共 第 8 号	川辺広瀬川漁 業協同組合	80	0		40		250	20	
鹿 内 共 第 9 号	甲突川漁業協 同組合	150	0		20		250		
鹿 内 共 第 10 号	思川漁業協同 組合	30	0		20		30		
鹿 内 共 第 11 号	別府川漁業協 同組合	160	0		40				
鹿 内 共 第 12 号	網掛川漁業協 同組合	230	0		30				
鹿 内 共 第 13 号	日当山天降川 漁業協同組合	500	0	5	30				
	松永漁業協同 組合	400	0	50	40				
	天降川漁業協 同組合	150	0	30	50				
	手籠川漁業協 同組合	30	0	30	20				
鹿 内 共 第 14 号	検校川漁業協 同組合	300			20		50		
鹿 内 共 第 15 号	安楽川漁業協 同組合	200	0		30		100		
鹿 内 共 第 16 号	末吉町内水面 漁業協同組合		0	30	30				